

収入
印紙

様式第2号（第12条関係）

貸付番号 第 号

排水設備工事資金金銭消費貸借契約書

福井市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり、金
銭消費貸借契約を締結した。

第1条（借入金額と条件）

甲は乙に対して、年 月 日、金 円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを
借り受けて受け取った。

- （1）資金使途 福井市公共下水道処理区域内における排水設備設置工事費
（2）借入金額 円
（3）弁 済 期 年 月から 年 月まで、毎月25日限り、1月2万円（ 回
払い）
但し償還の終了する月においては、借入金額の額から当該月の前月までに償還した額
を控除した額
（4）支払方法 甲が別途交付した納入通知書により、福井市指定金融機関又は福井市収納代理金融機
関にて払い込む。なお、払込手数料は無償とする。
（5）利息及び担保 利息なし。担保なし。

第2条（繰上償還）

乙は、償還期日が到来する以前に、借入金額の全額又は一部を償還することができる。

第3条（期限の利益喪失）

乙は、乙について次の各号のいずれかに該当し、甲が貸付の取消しを決定したときは、一切の債務につい
て期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- （1）貸付金の償還を故意に遅滞したとき。
（2）償還前に貸付金により改造した家屋を取り壊し、譲渡し、又はその使用を廃止したとき。

第4条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、甲に対し、支払翌日から支払済みに至るまで、
年14.6%（100円につき1日4銭の割合で計算した額。但し、100円未満の端数があるとき又はそ
の全額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。）の遅延損害金を支払うものとする。

第5条（連帯保証人）

（以下「丙」という。）は、本契約により生じる乙の甲に対する一切の債務
を保証し、乙と連帯して責任を負うことを約する。

第6条（償還方法の特例）

甲は、乙が災害その他特別の事情により借入金の償還が著しく困難であると認めたときは、第1条に規定
する償還方法を変更することができる。

第7条（管轄裁判所）

本契約に関して争いが生じた場合には、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書三通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとす
る。

令和 年 月 日

貸主（甲） 福井市大手3丁目13番1号
福井市上下水道事業管理者
塚 谷 朋 美 印

借主（乙）

印

連帯保証人（丙）

印